直結増圧方式給水の条件承諾書

年　　月　　日

　米原市長　　　　　　様

申込者

住所

氏名

電話

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置使用場所 | 滋賀県米原市 |
| 建物の名称 |  |

直結増圧方式給水について、次のことを承諾します。

１　使用者等への通知

　　直結増圧方式は受水槽方式と異なり、断水や水圧低下のときに貯留機能がないため、水が使用できなくなることを承諾します。停電や故障等により増圧ポンプが停止した時、または制限給水等により一時的な断水や、水圧低下に伴う出水不良が生じた時は、非常用給水栓を使用します。

２　条例等規定の遵守と管理区分

　　計画ならびに設計・施工上の必要な事項については、米原市水道事業給水条例および米原市の規定する基準等を遵守するとともに、米原市の水道メーターより後の給水装置については、当方の責任で維持管理（漏水防止、修繕工事等）します。

３　水道メーターの交換

　　　水道メーターは検針等に支障のないよう維持管理します。また、計量法に基づく水道メーターの定期交換および異常等による交換の際には、米原市水道事業に協力し一時的に断水となることを承諾します。

４　損害賠償

　直結増圧方式に起因する事故が発生し、米原市水道事業および他の使用者等へ損害を与えた場合は責任を持って補償します。

　５　配水管水圧によるポンプ稼動の有無

　　　配水管水圧の変動により、ポンプが稼動しない場合がありますが、それについて一切異議は申し立てません。

６　紛争の解決

　　上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧方式に起因する紛争等については、当事者間で解決し、米原市には一切迷惑をかけません。

７　定期点検等

　　　増圧装置および減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、１年毎に１回以上の定期点検を行うとともに、必要となる保守点検または修繕を行います。なお、保守点検結果を水道管理者が報告を求めたときはいつでも提出できるよう点検記録を管理します。

　８　増圧装置の維持管理

　　　増圧装置の維持管理は維持管理者届出書（新規・変更）により届け出るとともに、増圧装置の所有者、管理者、または維持管理業者等に異動または変更が生じた場合は、ただちに維持管理者届出書（新規・変更）を米原市へ届け出ます。

９　管理人等の継承

　　　所有者または管理人を変更するときは、変更後の所有者または管理人に本給水装置が条件承諾付きであることを熟知させます。